

9条の会・北九州憲法ネット第5回総会

議案

2004年7月31日「憲法をまもり、平和で豊かな暮らしを求める北九州市民ネットワーク」の結成総会がもたれ、以降、名称や申し合わせ事項などを変更しながら、今日、「9条の会・北九州憲法ネット〔略称「北九州憲法ネット」〕第5回総会」を迎えることが出来ました。結成以来、市内の9条の会の交流の場の創出、講演会の開催、情報の発信を続け、行動してきました。第5回の総会を機に、更なる飛躍をめざし、各地の9条の会の皆様とともに奮闘をいたします。

(1)経過の報告(第4回総会以降の活動経過)

08年度の経過

2007年

- 8月18日 九条の会・北九州憲法ネット第4回総会 於ムーブ大ホール
記念講演 土山秀夫氏「憲法をめぐる情勢と今後の展望」
総会参加160名 司会堀田満洲子氏 総会では地域九条の会の4人の代表が登壇して、活動報告。会場から6人の発言。
- 9月3日 次長会議
- 9月4日 北九州憲法ネットニュース第25号発行
- 9月8日 福岡県九条の会連絡会(野瀬事務局長参加)
- 9月9日 9・9 全国一斉行動
- 9月19日 合同会議 (九条の会・北九州憲法ネット第表世話人・事務局合同会議 当面の取組み)
- 10月17日 次長会議
- 10月27日 門司九条の会主催「平和コンサート」於赤レンガホール
- 10月31日 北九州憲法ネットニュース第26号発行
- 11月4日 第5回北九州地域九条の会・憲法運動団体交流会 (14団体23人参加)
講演 京築九条の会・宮村みつお氏
- 11月4日 わかまつ九条の会3周年記念集会 於極楽寺 講演 玉井史太郎氏
- 11月18日 曾根九条の会1周年記念講演会 講演 沖勝治氏
- 11月24日 全国「九条の会」交流会 於 東京 北九州から安丸雄介事務局次長が参加
- 12月7日 町上津役診療所・健康友の会・ふれあい薬局九条の会発足総会 三輪俊和副座長挨拶
- 12月8日 本城・赤坂九条の会学習会 三輪俊和副座長講演
- 12月14日 北九州憲法ネットニュース第27号発行
- 12月15日 憲法改悪反対北九州共同センター結成総会

(北九州憲法ネットはオブザーバー参加)

2008年

- 1月8日 次長会議
- 1月24日 小倉南区西部地域九条の会学習会 安丸雄介事務局次長が報告
- 1月28日 北九州憲法ネットニュース第28号発行
- 1月31日 福岡県弁護士会北九州部会 憲法市民講座 講演 出水薫氏
- 2月6日 福岡自治労連憲法学習会 講師 林 克氏
- 2月13日 憲法意見広告を進める北九州の会結成総会
- 2月22日 北九州市役所女性九条の会春の集い 講師 高木佳代子氏
- 2月27日 合同会議 (今後の日程 憲法意見広告運動への参加)
- 3月6日 **第6回北九州地域九条の会・憲法運動団体交流会** (11団体13人参加)
- 3月8日 平和憲法を守ろう! 福岡県労働組合連絡会第4回総会 於 門司生涯学習センター
野瀬事務局長参加し、憲法意見広告の協力訴え
- 3月9日 憲法九条を守る折尾の会第4回総会 記念講演 三輪俊和副座長
- 4月2日 次長会議
- 4月5日 北九州憲法ネットニュース第29号発行
- 4月16日 次長会議
- 5月3日 新聞意見広告「毎日新聞」一面での広告掲載
北九州憲法集会 於 ムーブ大ホール
- 5月19日 北九市職労本庁支部憲法学習会 講師 後藤景子氏
- 5月30日 次長会議
- 6月5日 渡辺治憲法講演を成功させる会結成総会 於 大手町病院看護学院
- 6月6日 憲法意見広告を進める北九州の会総会 (総括) 於 市立生涯学習総合センター
- 6月16日 北九州憲法ネットニュース第30号発行
- 6月16日 次長会議 総会準備
- 7月2日 合同会議 総会準備

(総括案)

この一年は、全国的に憲法を守る運動は大きく前進しました。北九州においても、9条と憲法を守る世論が増していることが実感されました。

・学習会・講演会など

憲法ネット主催の講演会は土山秀夫氏(07年8月18日「総会」と宮村みつお氏(07年11月4日「交流会」)の2回でしたが、今年は、地域や職場の憲法講演会が多数取り組まれ、多くの参加者により憲法をまもる運動の高揚になりました。今後「憲法講師団」などの利用で旺盛な講演会・学習会の展開が望まれます。

- ・ 交流会
07年11月4日と、08年3月6日に交流会を開催しました。延べ36名の参加で経験交流できました。
- ・ 各地における「九条の会」の取り組み
新たな会の結成は、確認しているのは2団体のみですが、各地での取り組みは広がりを見せています。ただし、北九州憲法ネットはこれらの情報を十分に把握し、市民に日常的に伝えることができていませんでした。改善の方向で取り組んでいきます。
- ・ 憲法改悪反対北九州共同センターが結成（07年12月15日）され、活動を開始した。最初の全体行動として、実行委員会方式で、新聞意見広告が取り組まれた。
9条の会・北九州憲法ネットは憲法改悪反対北九州共同センターと、今後も連携しながら活動してまいります。

（報告事項）

北九州憲法ネット 財政の状況
〔別添〕

（2） 運動方針案

2009年運動方針(案)

《基本方針》

全国九条の会の広がりと共に、憲法9条をまもる国民的運動の気運が高揚しています。この背景には、アメリカの戦争政策に追随し憲法を改悪しようとする動きと市場競争原理に基づき構造改革をすすめる日本政府に対する強い国民的反感が、党派を超え、うねりのようになっている広がりがあります。

9条の会・北九州憲法ネットは、このような平和と人間らしい生活をもとめる国民運動を展望して、1年間の基本方針を以下のようにします。

1 9条の会・北九州憲法ネットを広範囲な市民運動にしていくことが、市民の豊かな生活をまもり発展させていくことになる。党派をこえた広範な市民の憲法をまもるネットワークづくりを基本に据えます。

2 憲法をめぐる日々の政治、社会状況の変化を把握、分析し、日常的に各地域での取り組み、意見を収集し、市民に情報提供していくことで、草の根的な運動にしていきます。

3 とりわけ未来をになう青年の9条の会への参加と関心をひろげるための運動を重視します。

《具体的方針》

基本方針をふまえ、以下のような具体的活動方針を掲げて運動します。

1 広範な市民への日常的な呼びかけにより、憲法をまもる市民ネットワークを広げていく

ために、各地域、各校区の取り組みを市民全体に知らせていきます。憲法をまもる地域情報を収集し、憲法ニュース発行・配布やホームページに公開するとともに、憲法をまもる理論的成果、実践的な運動の紹介をふくめ毎日市民に発信するようにします。

2 定期的な憲法学習会と定期的な地域9条の会の交流会を開催します。この場合、北九州憲法共同センターとの共同、協力など市民運動との連携も考慮しながら日常的な運動の広がりを目指します。北九州憲法ネット講師団を充実させ、地域や職場の憲法学習会に貢献します。

3 北九州学生9条の会がつくられつつあります。青年が憲法を語り合う気運が広がるような青年の自主的な取り組み期待し、協力、共同していける方向をめざします。

このためにも、9条の会・北九州憲法ネットの世話人、事務局に青年を積極的に増員していきます。

(当面の行動・取り組み)

・「全国一斉9・9 “9条守れ!”」行動に参加します。(別紙2)

市内・職場9条の会、憲法改悪反対北九州共同センターへ、何らかの行動参加を呼びかけます。

(3) 次期代表世話人および事務局についての提案

- 1、代表世話人 荒牧 啓一(自由法曹団北九州支部・弁護士)・・・座長
有光 顕澄(浄土真宗西本願寺派北豊教区)
植西 あすみ(北九州市立大学学生)
上西 創造(キリスト者平和ネット)
鈴田 渉(全国憲法研究会会員)
玉井 史太郎(火野葦平三男)
富安 兆子(女性・高齢者問題研究者)
中野 洋一(九州国際大学教授)
福島 義人(日本キリスト教団小倉篠崎教会)
前原 敏男(元自民党戸畑支部顧問)
三輪 俊和(北九州市立大学名誉教授)・・・・・・・・副座長
迎 由理男(北九州市立大学教授)・・・・・・・・新

- 2、事務局 江口 佳郎(北九州地区労連)
河村 智重子(新日本婦人の会)・・・・・・・・事務局次長
桐原 裕子(北九州消費者団体連絡会)
後藤 景子(北九州第一法律事務所・弁護士)・・・新事務局次長
近藤 伊都子(新日本婦人の会)
酒見 辰正(福岡県平和委員会)

塩塚 茂嘉（福岡県平和委員会）
須崎 和幸（北九州革新懇）・・・・・・・・・・事務局次長
田中 麻美（戸畑けんわ病院）
西 虎重（北九州新聞OB会）
野瀬 秀洋（北九州市職員労働組合）・・・・ 事務局長
堀田 満洲子（北九州母親大会実行委員会）
宗久 友明（北九州革新懇）
安丸 雄介（健和会病院）・・・・・・・・・・事務局次長
※今回退任される方 宮崎 彬（都合）、安田和人氏（転勤）

（４）運営規定（「申し合わせ事項」07年8月18日最終決定）

（会の名称）

第1条 「9条の会・北九州憲法ネット」〔略称「北九州憲法ネット」〕とする。

（目的）

第2条 憲法改悪を阻止するため、憲法を守る1点で、共同を強めます。

（構成）

第3条 目的に賛同する個人で構成します。団体に所属する場合も団体を代表するものでなく、個人としての参加とします。

（活動）

第4条 学習や宣伝、署名活動及び9条の会交流事業など、憲法改悪を阻止するために必要な活動を行います。

（役員など）

第5条 以下の役員・事務局を置きます。

- 1、代表世話人（若干名）〔この中から、座長、副座長を設けます〕
- 2、事務局（若干名）〔この中から、事務局長、事務局次長を設けます〕

（運営）

第6条 運営は以下のとおりとします。

- 1、日常的運営は、「次長会議」（座長、副座長、事務局長、事務局次長で構成）及び事務局会議で行います。
- 2、必要なときは、「代表世話人会議」、「代表世話人・事務局合同会議」を開催し、活動の方針を決めます。
- 3、年に1回以上「北九州憲法ネット」総会を開き、総括、方針の決定などを行います。

（事務所）

第7条 事務所を以下の所に置きます。

小倉北区田町13番21号 田町ビル3階
電話・FAX 591-5522

（財政）

第8条 財政は、寄付金その他でまかさないます。